

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	荒川化学工業			コード	4968
提出日	2020/6/5	異動（予定）日	2020/6/23		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）											異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l
1	秋田 大三郎	社外取締役	○									△					有
2	村上 茂人	社外取締役	○									△					有
3	中務 正裕	社外取締役	○									○					有
4	正宗 エリザベス	社外取締役	○												○		有
5	丸田 直久	社外取締役	○									△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	過去に当社の取引先である三井物産㈱に勤務しておりました。	他社における役員経験と企業経営にかかる高い見識を有しており、かつ海外勤務経験も豊富なことから今後の当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たすことができると判断しています。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は、秋田 大三郎氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
2	過去に当社の取引先である㈱三菱UFJ銀行に勤務しておりました。	他社における役員経験と企業経営にかかる高い見識を有しており、今後の当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たすことができると判断しています。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は、村上 茂人氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
3	当社の法務顧問である弁護士法人中央総合法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士としての法的な専門知識と経験により高い独立性及客観的立場から、これまで社外監査役として当社グループの経営に有益な意見や率直な指摘をいただいております。今後も監査等委員としての立場から当社経営に参画いただくことで当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たすことができると判断しています。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は、中務 正裕氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
4		外交官としての国際経験や企業経営の豊富な経験、高い見識を有し、当社グループの経営に資する有益な意見や率直な指摘をおこなっております。今後も当社グループの企業価値向上、真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たすことができると判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は、正宗 エリザベス氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
5	過去に当社の取引先である㈱三菱UFJ銀行に勤務しておりました。	他社における役員経験と企業経営にかかる高い見識を有し、監査等委員である社外取締役として当社グループの経営に有益な意見や率直な指摘を得られ、当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たすことができると期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 当社は、丸田 直久氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。